

令和 3・4 年度（2021・2022 年度） 熊本県工事入札参加者資格の認定及び格付について（概要）

県内に主たる営業所を有する建設業者の県工事入札参加者資格に関し、令和 3・4 年度（2021・2022 年度）分について認定及び順位付けを行う。

併せて、土木一式、建築一式、舗装、電気、管の 5 業種については、各等級に区分（＝格付）する。

1 入札参加者資格の認定

（1）業者数

| | 前回 (R2) | 今回 (R3・4) | 増減 |
|-------------|------------|--------------|-----|
| 業者数 (実数) | 2,721 | 2,691 | △30 |

（2）業種別

| 業種 | 前回 (R2) | 今回 (R3・4) | 増減 | 業種 | 前回 (R2) | 今回 (R3・4) | 増減 |
|--------------|------------|--------------|-----|--------|------------|--------------|-----|
| 土木一式 | 1,638 | 1,591 | △47 | ガラス | 3 | 2 | △1 |
| 建築一式 | 730 | 706 | △24 | 塗装 | 205 | 199 | △6 |
| 大工 | 4 | 2 | △2 | 防水 | 142 | 149 | +7 |
| 左官 | 5 | 2 | △3 | 内装仕上 | 40 | 43 | +3 |
| ビル・ビル・コンクリート | 677 | 703 | +26 | 機械器具設置 | 98 | 98 | ±0 |
| 石 | 15 | 10 | △5 | 熱絶縁 | 3 | 2 | △1 |
| 屋根 | 33 | 29 | △4 | 電気通信 | 89 | 100 | +11 |
| 電気 | 369 | 369 | ±0 | 造園 | 248 | 249 | +1 |
| 管 | 666 | 670 | +4 | さく井 | 40 | 42 | +2 |
| タイル・瓦・ブロック | 1 | 1 | ±0 | 建具 | 19 | 18 | △1 |
| 鋼構造物 | 43 | 41 | △2 | 水道施設 | 458 | 441 | △17 |
| 鉄筋 | 0 | 0 | ±0 | 消防施設 | 100 | 95 | △5 |
| 舗装 | 945 | 954 | +9 | 清掃施設 | 1 | 1 | ±0 |
| しゅんせつ | 103 | 109 | +6 | 解体 | 497 | 524 | +27 |
| 板金 | 14 | 11 | △3 | 計 | 7,186 | 7,161 | △25 |

※ 国税及び県税に未納がある者（法令に基づく猶予制度の適用を受けている者を除く）や社会保険等に未加入（適用を除外されている者を除く）である者の申請は受け付けない。

また、経営事項審査を受審していない業種や過去 2 年間（又は 3 年間）に施工実績がない業種については、受け付けない。

（3）有効期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までの 2 年間とする。

2 格付等の方法

(1) 土木一式・建築一式・舗装・電気・管 (= 格付5業種)



- A 経営事項審査における総合評定値 (P点)
- B 県独自に定める格付基準に基づく評価
加点要素・・・工事成績、表彰、社会的貢献度、合併の状況など
減点要素・・・粗雑工事、指名停止の状況など
- C 業種毎の資格要件に応じて各等級に区分
土木 = A1、A2、B、C、建築 = A1、A2、B、C、D
舗装・電気・管 = A、B、C
※ 各等級には、総合点数の基準や、平均完成工事高、1級技術者数、自己資本額などの資格要件あり。新規の者は、最も下位の等級に格付。

(2) 上記以外の24業種



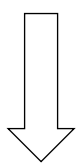
3 格付における技術点の見直し

(1) 工事成績加点等の評価対象工事の見直し

<工事成績加点の計算式>

{ (対象工事成績の平均点) - 65 } × (当初契約額の最高額に応じた倍率)

(現 行) 県発注工事



※熊本市の政令指定都市移行 (H24.4) に伴い、県から熊本市に事務権限が移譲された国道・県道及び水前寺江津湖公園に係る熊本市発注の工事を含む

(見直し後) 県発注工事に限る

※熊本市発注の工事を除く

* 優良工事加点、粗雑工事減点に係る対象工事も上記同様、県発注工事に限る

(2) 評価項目の新設

将来の担い手確保や働き方改革の促進を図る観点から

ブライツ企業に認定された建設業者を加点 (2.0点) する

なお、「ブライツ企業」で加点された場合は、次の2項目は加点しない。

- ・ 障がい者の雇用状況 5点
- ・ 男女共同参画の推進 (育児休業制度及び介護休業制度) 5点